

# 岐阜県公報

号外 (二) 平成十九年五月八日

## 目次

告示

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告

(畜産課)

ページ

## 告示

岐阜県告示第三百九十二号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求め、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十八条ただし書の規定により告示する。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（平成十九年岐阜県告示第十四号の二）は、廃止する。

平成十九年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域  
鶏、あひる、うすら及び七面鳥の飼養羽数が一千羽以上の農場の所有者  
県内全域
- 三 報告すべき事項
  - 1 毎週月曜日からの飼養羽数
  - 2 毎週月曜日からの死亡羽数
  - 3 毎週月曜日からの死亡羽数
- 四 報告書の提出期限  
毎月十日（十日が県の機関の休日に当たる場合はその前日）までに前月の三に掲げる事項を報告すること。

岐阜県公報 号外 毎週 (金曜日) 発行

(火曜日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成十九年五月八日

なお、第一回の報告は、平成十九年五月七日（月）から同年六月三日（日）までの状況を同年六月八日（金）までに報告すること。

五 報告書の提出

ファクシミリ又は電話で別記様式により所轄家畜保健衛生所に報告すること。

六 その必要な事項

高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。

## 別記様式

家畜保健衛生所 あて

## 家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告書

月 日

農場名： 農場 ( 月分報告)

		内 容	備 考
第 週 ( 日 ~ 日 )	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 ( 日 ~ 日 )	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 ( 日 ~ 日 )	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 ( 日 ~ 日 )	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 ( 日 ~ 日 )	飼養羽数		
	死亡羽数		
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無		あり・なし (いずれかに )	(「あり」の場合は内容)

報告者氏名：

報告者連絡先 電話：

ファクシミリ：

農場所在地：

- 注1 飼養羽数の備考欄には、健康状態（産卵率の低下など）についての特記事項を記載すること。
- 2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。
- 3 報告は、農場の地域を所管する次の家畜保健衛生所にすること。

岐阜家畜保健衛生所 電話058-272-6110 ファクシミリ058-275-0715

西濃家畜保健衛生所 電話0584-73-1111 ファクシミリ0584-73-4422

中濃家畜保健衛生所 電話0574-25-3111 ファクシミリ0574-27-3092

東濃家畜保健衛生所 電話0573-26-1111 ファクシミリ0573-25-7669

飛騨家畜保健衛生所 電話0577-33-1111 ファクシミリ0577-32-9019

平成十九年五月八日印刷  
平成十九年五月八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社